

## 民法 Chapter 13

Date

/

Date

/

Date

/



Aを買主、Bを売主とするデジタルカメラ（以下「甲」という。）の売買契約（以下「本件契約」という。）が成立した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 本件契約は、CがAの代理人として締結したものであったところ、Bは甲を所有していなかった。その後、BからAに現実の引渡しが行なされた場合、Cが悪意であったとしても、Aが善意無過失であれば、Aは甲の所有権を取得する。
- 2 Aは、本件契約が成立する以前から、Bから甲を借り受けてこれを占有していた。この場合、本件契約における占有権を譲渡する旨のA・B間の意思表示のみによっては、Bは甲の占有権を失わない。
- 3 Bは、本件契約が成立する前に、甲をCに預けていた。本件契約によって甲を買ったAが、自らCに対し、甲を以後Aのために占有することを命じた場合、Aは、甲の占有権を取得する。
- 4 本件契約後、Bは、Aから甲を借り受け、以後Aのために占有する意思を表示し、引き続きこれを占有していたところ、Bは、A・B間の売買について善意であるCにも甲を売り渡し、現実に引き渡した。この場合、Cは、過失があったとしても、甲の取得をAに対抗することができる。
- 5 本件契約後、Bは、Aから甲を借り受け、以後Aのために占有する意思を表示し、引き続きこれを占有していたところ、甲はCによって奪われてしまった。この場合、Aは、Cに対して、所有権に基づいて甲の返還を請求することができるほか、占有回収の訴えにより、甲の返還を請求することができる。

正解  
5

## [占有権] 動産の物権変動・占有権

### 1 誤り

代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする（民法101条1項）。本肢においては、代理人であるCが悪意であるため、甲について即時取得（同法192条）は成立せず、Aは甲の所有権を取得することができない。

### 2 誤り

譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる（簡易の引渡し同法182条2項）。本肢においては、Aが簡易の引渡しによって甲の占有権を取得し、他方、Bは甲の占有権を失うことになる。

### 3 誤り

代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する（指図による占有移転同法184条）。本肢においては、「第三者」であるAが、自ら代理人（C）に対して、以後第三者（A）のためにその物を占有することを命じたにすぎず、指図による占有移転の要件を満たしていない。したがって、Aは、甲の占有権を取得しない。

### 4 誤り

動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しが無ければ、第三者に対抗することができない（同法178条）とされるところ、ここでいう「引渡し」には、占有改定による引渡し（同法183条）も含まれる。本肢においては、AがCよりも先に占有改定の方法により甲の引渡しを受けていることから、AがCに優先することになる。また、Cについては、甲の即時取得（同法192条）の成否が問題となるところ、Cには過失があるとされていることから、即時取得は成立しない。

したがって、本肢の場合、Cは、甲の取得をAに対抗することができない。

## 5 正しい

占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還を請求することができる（占有回収の訴え 同法200条）。本肢において、Aは、占有改定の方法により甲の引渡しを受けていることから、占有回収の訴えを提起することができる。

また、AはBから甲を買い受け、甲の所有権を取得していることから、甲を占有するCに対して、所有権に基づく返還請求をすることができる。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。